

産業廃棄物処理計画書

平成30年 6月20日

福山市長 様

提出者

住所 広島県広島市中区大手町5-3-18

氏名 株式会社 安藤・間 広島支店

執行役員支店長 麻生 達三

電話番号 082-244-1241

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により，平成30年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。

事業場の名称	株式会社 安藤・間 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区大手町5-3-18
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **条例別紙1，2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

条例別紙3のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

条例別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

条例別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組）	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **条例別紙 1, 2 のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **条例別紙 1, 2 のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 条例別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成 29 年度)実績量

計画：今年度(平成 30 年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	67.2	60								
廃油	0.96	0								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	8.39	8								
紙くず	0.95	1								
木くず	5.64	5								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず		2								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		2								
鋳さい										
がれき類	871.94	550								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合廃棄物(安定型)	7.32	5								
廃石膏ボード	3.45	3								
合計	965.85		0		0		0		0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	67.2	60			67.2	60				
廃油	0.96	0			0.96	0				
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	8.39	8			8.39	8				
紙くず	0.95	1			0.95	1				
木くず	5.64	5			5.64	5				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず		2				2				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		2				2				
鋸さい										
がれき類	871.94	550			871.94	550				
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合廃棄物(安定型)	7.32	5			7.32	5				
廃石膏ボード	3.45	3			3.45	3				
合計	965.85		0		965.85		0		0	

条例別紙2（条例－産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	(0611) 建設業 総合工事業 一般土木建築工事業
②事業の規模	7,812百万円（中国5県） 内訳： 土木工事 1,263百万円 建築工事 6,549百万円
③従業員数	88人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建築・土木工事に伴う廃棄物→収集運搬業者→中間処理業者 解体工事に伴う廃棄物→収集運搬業者→中間処理業者

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

条例別紙3による

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現場に応じた目標設定。 石こうボードの広域認定処理等の利用促進。 使用材料のプレカット搬入による、残材の削減。 簡易梱包化による、梱包材の削減。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、これまで同様の取り組みを行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら・アスコンがら・がれき類・ガラス・廃プラ・金属・紙・木・ボード 現場パトロール時の分別状況確認。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 延床面積あたりの混合廃棄物排出量の目標管理。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する計画はない。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法による許可を得た収集運搬業者と処分業者にそれぞれ委託することとし、委託契約は書面にて行い、産業廃棄物の種類・数量・金額等の条項を含む。
②計画	(今後実施する予定の取組) 同上

建設副産物に関する管理組織及び役割

組織	名称	役割
本社	品質環境委員会 委員長	・品質環境委員会を開催し、全社方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果の評価、見直しを行う。
	土木事業本部長 建築事業本部長	・土木・建築分野の方針及び目的・目標を策定し、これを推進する。また、各事業における実施結果と処理実績を取りまとめ、安全品質環境本部長へ報告する。
	安全品質環境本部長	・建設副産物の統括窓口として、発生抑制、再生利用及び適正処理の推進を図る。 ・全社としての実施結果と処理実績を取りまとめる。
	工事監理部長(土木) 建築事業企画部長(建築)	・建設副産物処理に関する支店及び作業所の指導、支援を行う。 ・土木・建築事業の実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	品質環境部長	・建設副産物関連情報の収集に務め、的確な情報を関係部門に提供する。 ・建設副産物管理システムを管理・運用する。 ・電子マニフェストの運用に当り、業者の基本情報等の登録を行う。 ・全社としての実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	技術企画部長	・技術研究所における建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図る。(業務内容は作業所長に準ずる)
支店	土木事業責任者 建築事業責任者	・支店の分野方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行い、土木事業本部長・建築事業本部長に報告する。
	土木部長 建築部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ②廃棄物処理の委託契約を公印管理規定に基づく公印にて締結(※1)する。 ③建設副産物関連法規等の情報を作業所に周知する。 ④作業所の実施結果と処理実績を集計・分析する。
	安全環境部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①関係法令等で定められている計画、届出及び報告書について、作業所の処理実績を集計し、関係行政機関に提出を行なう。 ②廃棄物処理の委託契約を確認・指導する。 ③電子マニフェストの運用に必要な情報を登録する。また、処理業者の情報について、建設副産物管理システム(業者マスタ等)へ登録・確認を行なう。 ④建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	作業所長 (作業所環境管理責任者) (産業廃棄物管理責任者)	・建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 ①作業所の建設副産物処理計画を作成する。 ②処理業者の調査・選定を行う。(必要書類及び現地の確認) ③関係法令等で定められている作業所に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。 ④作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて、日常管理を確実に行わせる。 ⑤社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦実施結果と処理実績を入力・集計し、工事部門へ報告する。

(※1)建設廃棄物処理委託契約の締結は、土木部長、建築部長又は、その上位者が行う